

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2021.1.15 アンタナナリボで (同日)	日本側 樋口義広在マダガスカル大使 マダガスカル側 テヒンジャサナリヴェル・シヤクバ・A・S・オリヴァテ外務大臣	2021.2.12 55号
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2021.12.9 トアベジナ で (同日)	日本側 樋口義広在マダガスカル大使 マダガスカル側 パトリック・ラジヨリナ外務大臣	2022.1.4 5号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マダガスカル	アロチャ湖南西地域 <sup>ANALAKA</sup> 灌漑施設改修計画のための贈与に関する平成二十九年七月二十四日付けの取極の修正に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,226,000千円」に改める	2021.4.13 アンタナナリボで (同日)	日本側 伊藤賢徳在マダガスカル臨時代理大使 マダガスカル側 テヒンジャサナリヴェル・シヤクバ・A・S・オリヴァテ外務大臣	2021.5.10 165号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。